

# 令和元年度 施策評価シート

基本目標		「すみだ」らしさの息づくまちをつくる
政策	110	伝統文化を継承、発展させ、新たな文化・芸術を創造する
施策	111	郷土の歴史・文化を継承し、発展させる
施策の目標	すみだの歴史や文化に区民がふれることで、郷土に対する理解・愛着が深まり、さらに区民が将来にわたり伝統文化を継承、発展させ、文化財が大切に保護されています。	

## 1 基本計画における成果指標の状況

指標名	「伝統文化が保護、継承されている」と思う区民の割合									
	基準年(H28)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標					77.0%					80.0%
実績	71.6%	-	-							
指標名	「墨田区の歴史や文化を学んでいる」区民の割合									
	基準年(H28)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標					39.0%					50.0%
実績	24.1%	-	-							

## 2 目標と現状(実績)についての分析及び総事業費推移

指標の推移・施策の課題や問題点について記述	総事業費推移(千円)	
区民の中には墨田区の歴史や伝統文化に関心が高い人が多く、今後も資料の収集・保存、展示、調査研究等の活動を積極的に展開していく必要があるが、区民、観光客を含む多くの人にそれらの魅力をいかに発信していくかが課題といえる。	H28	67,575
	H29	76,801
	H30	87,906

## 3 施策の評価及び判断理由

評価	理由
C	所有する文化財等を活用し、墨田の歴史・文化を区民に発信していくという点で一定の成果は得られている。

## 4 今後の施策の運営方針

評価結果	施策の戦略的方向性
	(1) 優先的に資源投入を図る。
	(2) 現状維持とする。
	(3) 現状維持だが、より効率的な運営を図る。
	(4) 資源投入の縮小を図る。
【上記の判断理由】	
文化財の保護や保存、普及、活用に区が取り組むべき必要性は高く、これまでも様々な取り組みを行い一定の成果を上げることができた。今後は更なる事業の見直しを行い、効率的な事業運営に取り組むことが必要である。	
【今後の具体的な方針】	
区民が、すみだの歴史や文化にふれることで郷土に対する理解や愛着が深まり、将来にわたり伝統文化を継承、発展させる。	





事業の 成 果	手 段 に 対 する 指 標 ( 活 動 指 標 )	指 標	史跡説明板設置数				単 位	基
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		135	36	目 標	114	116	118	120
				実 績	114	115	115	
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
	目 標	123	126	129	132	135	135	
	実 績							
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	史跡説明板は、区の歴史や文化財を区民に知っていただくために非常に有用な施設である。経年劣化による取替えや、外国人観光客の増加に伴う英文の追加等、新規の設置以外にも取り組んでいることを踏まえ、目標値とした。							
	目 的 に 対 する 指 標 ( 成 果 指 標 )	指 標	区登録文化財数				単 位	件
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1	
			目 標	142	145	148	151	
			実 績	142	144	147		
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
目 標	154	158	158	158	158	158		
実 績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
文化財を登録・指定するために、積極的に調査を行い貴重な文化財を保護している。調査は1件ごとに非常に時間を要することを踏まえた目標値とした。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	文化財登録のための文化財調査及び文化財保護審議会の実施が適切に行われており、文化財の普及のための史跡説明板の設置や、文化財に関する刊行物の発行、史跡めぐり等も行っている。文化財の保護・管理は、文化財保護法により地方公共団体の任務とされており、現状維持で継続する。

課題・問題点
文化財の保護のためには、それを調査し、その価値を認め、文化財登録して保護していく必要があり、効率性を求めることが難しい。また、その価値を区民に知っていただくことが保護につながるため、史跡説明板や刊行物等で文化財の周知を行っているが、今後も様々な機会を捉え、文化財の普及・啓発を図っていく必要がある。

# 令和元年度 事務事業評価シート

施策	111	郷土の歴史・文化を継承し、発展させる	部内優先順位
事業名	埋蔵文化財発掘調査と保管場所		2
目的	昭和25年に施行された文化財保護法及び平成11年制定の墨田区埋蔵文化財取扱要綱に基づき、墨田区内における埋蔵文化財の保存・活用に努める。		主管課・係(担当)
			地域教育支援課文化財担当 03-5608-6310
対象者	埋蔵文化財に関心のある方、埋蔵文化財への普及・啓発を図りたい区民、区内に建設予定がある事業者及び関係機関		
根拠法令 関連計画	・文化財保護条例 ・墨田区文化財保護条例及び施行規則		
実施基準	法令基準	実施方法	一部委託 人員体制・委託先 1人
事業内容	<p>土地に埋蔵されている文化財である埋蔵文化財の保護を図るため、墨田区埋蔵文化財取扱要綱を定め、同要綱に基づき開発予定地において試掘調査を行うことにより、工事前の遺跡(文化財包蔵地)の発見に努めている。試掘によって発見された遺跡については、文化財保護法の趣旨が適切に守られるよう開発事業者に対して協力を求めることにより、遺跡の調査及び保護を行っている。また、遺跡から出土した遺物について、一般公開ができるようにするため、整理・保存を進めている。</p>		
経過	開始年度		終了予定
	昭和25年 文化財保護法施行 平成11年 墨田区埋蔵文化財取扱要綱施行		
議会質問の状況			
その他特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等)		

予算・決算額推移(千円)		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
予算現額(事業費)		2,678	2,567	693	2,794	10,282	13,903
決算額(元年度は見込み)		2,082	1,983	179	1,432	9,461	13,903
財源	国					3,750	6,750
	都					1,312	2,750
	その他						
一般財源		2,082	1,983	179	1,432	4,399	4,403
執行率(%)		77.7%	77.2%	25.8%	51.3%	92.0%	100.0%

予算・決算の内訳(単位:千円)								
平成29年度(決算)			平成30年度(決算)			令和元年度(予算)		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
報償費	学識経験者謝礼	143	報償費	学識経験者謝礼	104	報償費	学識経験者謝礼	450
需用費	発掘調査消耗品	26	需用費	発掘調査消耗品	110	需用費	発掘調査消耗品	367
委託料	発掘調査委託	1,220	委託料	試掘等調査委託	9,205	委託料	試掘等調査委託	2,522
使用料及び賃借料	携帯電話借上	43	使用料及び賃借料	携帯電話借上	43	使用料及び賃借料	携帯電話借上	210
						備品購入費		72

事業の 成果	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	埋蔵文化財包蔵地照会件数				単位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
				目標				
				実績	3,460	3,418	3,905	
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標						
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	区の働きかけによって増減する値でないため、目標値は定めない。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	埋蔵文化財調査件数(本発掘、試掘、立会)				単位	件
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1	
30		34	目標	24	25	26	27	
			実績	24	28	26		
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
	目標	28	29	30	30	30	30	
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
埋蔵文化財行政の実施状況は、調査実施件数で把握することが最も適切である。目標値については、埋蔵文化財の発掘調査は開発事業者の協力のもと実施しており、実施件数を大きく増やしていくことは難しい。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	文化財の保護・管理は、文化財保護法により地方公共団体の任務とされており、現状維持で継続する。

課題・問題点
埋蔵文化財の照会が増加しているが、調査・試掘等は事業者の負担が大きいため、事業者の理解と協力が不可欠である。今後も、事業者に十分な説明を行い理解を求めて円滑に実施していく必要がある。

# 令和元年度 事務事業評価シート

施策	111	郷土の歴史・文化を継承し、発展させる			部内優先順位
事業名	すみだ郷土文化資料館管理運営				3
目的	区民の郷土文化に対する理解を深め、郷土意識の高揚を図ることで、広く教育、学術及び文化の発展に資する。				主管課・係（担当）
					地域教育支援課すみだ郷土文化資料館 03-5619-7034
対象者					
根拠法令 関連計画	すみだ郷土文化資料館条例、同条例施行規則				
実施基準	区独自基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	常勤1.1・非常勤1、委託先:明治企業株式会社(受付業務)
事業内容	すみだ郷土文化資料館の維持管理及び施設運営				
経過	開始年度	平成10年度	終了予定		
	平成10年4月12日 開館				
議会質問 の状況					
その他 特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等)				

予算・決算額推移（千円）		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
予算現額（事業費）		20,356	18,701	17,991	18,513	18,287	20,349
決算額（31年度は見込み）		19,184	17,424	16,959	17,782	17,926	20,349
財源	国	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0
	その他	718	746	722	735	874	705
一般財源		18,466	16,678	16,237	17,047	17,052	19,644
執行率（％）		94.2%	93.2%	94.3%	96.1%	98.0%	100.0%

予算・決算の内訳（単位：千円）								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
委託料	受付業務等	9,317	委託料	受付業務等	9,285	委託料	受付業務等	9,598
需用費	光熱水費等	3,895	需用費	光熱水費等	4,454	需用費	光熱水費等	4,629
役務費	清掃業務等	2,496	役務費	清掃業務等	2,501	役務費	清掃業務等	2,571
工事請負費	館内設備修繕	1,337	工事請負費	館内設備修繕	1,132	工事請負費	館内設備修繕	2,990
使用料及び賃借料	事務機器等借上	734	使用料及び賃借料	事務機器等借上	555	使用料及び賃借料	事務機器等借上	561

事業の 成 果	手 段 に 対 する 指 標 ( 活 動 指 標 )	指 標	講座・講演会等参加者数				単 位	人
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		2,600	令和7年度	目 標	2,300	2,300	2,300	2,300
				実 績	3,652	3,603	3,674	
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
	目 標	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	
	実 績							
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	講座・講演会等参加者の数に応じ、区民の墨田区の歴史、伝統文化に対する関心度を確認することができる。目標値については開催回数、定数等に基づき算出した。							
	目 的 に 対 する 指 標 ( 成 果 指 標 )	指 標	入館者数				単 位	人
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1	
17,000		令和7年度	目 標	16,000	16,000	16,000	16,000	
			実 績	13,671	14,155	14,270		
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
目 標	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000		
実 績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
資料館の入館者数に応じ、区民の墨田区の歴史、伝統文化に対する関心度を確認することができる。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	<p>区の郷土文化を区内外に広く知ってもらおう事業として、区が取り組む必要性は高い。特に、すみだならではのテーマを扱った魅力ある企画展、小学生児童への教育普及事業に力を入れ、引き続き実施していく必要がある。</p> <p>受付業務・清掃及び施設設備保守等の施設維持にかかる業務の委託化により、経費削減に努めているところである。更なる民間活力の活用を検討し、効率的な運営に取り組む。</p>

課題・問題点
<p>開館から20年が経過し、施設設備(展示機器、空調等)が老朽化してきていることから、関係部門と調整の上、必要な改修を行うなど、適切な施設管理を行う必要がある。</p>

# 令和元年度 事務事業評価シート

施策	111	郷土の歴史・文化を継承し、発展させる			部内優先順位
事業名	すみだ郷土文化資料館事業				4
目的	区民の郷土文化に対する理解を深め、郷土意識の高揚を図ることで、広く教育、学術及び文化の発展に資する。				主管課・係（担当）
					地域教育支援課すみだ郷土文化資料館 03-5619-7034
対象者					
根拠法令 関連計画	博物館法、すみだ郷土文化資料館条例、同条例施行規則				
実施基準	区独自基準	実施方法	直営	人員体制・委託先	常勤1.6・非常勤4.5
事業内容	区民の郷土文化に対する理解を深め、郷土意識の高揚を図るとともに、広く教育・学術及び文化の発展に資するため、資料の収集・保存及び展示に関する事業などを行う。				
経過	開始年度	平成10年度	終了予定		
	平成10年4月12日 開館 20年度：開館10周年記念特別展を実施 24年度：東京スカイツリー開業記念年間特別展示を実施 26年度：シリーズ探訪向島をテーマに企画展を実施 27年度：終戦70年平和祈念展示を実施 29年度：区制70年記念展示を実施 30年度：開館20周年記念特別展を実施				
議会質問 の状況	30年第2回定例会「一般質問」すみだ郷土文化資料館の運営について				
その他 特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等)				

予算・決算額推移（千円）		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
予算現額（事業費）		28,727	30,494	29,665	33,059	35,727	28,073
決算額（31年度は見込み）		27,252	29,242	28,512	30,722	34,147	28,073
財源	国	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0
	その他	198	414	350	232	489	307
一般財源		27,054	28,828	28,162	30,490	33,658	27,766
執行率（％）		94.9%	95.9%	96.1%	92.9%	95.6%	100.0%

予算・決算の内訳（単位：千円）								
平成29年度（決算）			平成30年度（決算）			令和元年度（予算）		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
報酬	学芸員等報酬	17,861	報酬	学芸員等報酬	18,222	報酬	学芸員等報酬	18,310
備品購入費	資料購入等	3,635	備品購入費	資料購入等	3,499	備品購入費	資料購入等	2,200
需用費	ポスター等印刷	3,493	需用費	ポスター等印刷	6,562	需用費	ポスター等印刷	2,966
委託料	展示キットの作成等	2,515	委託料	展示設備の改修	3,139	委託料	展示資料撮影	1,300
使用料及び賃借料	展示ケースの借上等	786	役務費	美術品の運搬等	1,196	役務費	美術品の運搬等	1,514

事業の 成 果	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	講座・講演会等参加者数				単 位	人
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		2,600	令和7年度	目 標	2,300	2,300	2,300	2,300
				実 績	3,652	3,603	3,674	
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
	目 標	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	
	実 績							
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	講座・講演会等参加者の数に応じ、区民の墨田区の歴史、伝統文化に対する関心度を確認することができる。目標値については開催回数、定数等に基づき算出した。							
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	入館者数				単 位	人
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1	
17,000		令和7年度	目 標	16,000	16,000	16,000	16,000	
			実 績	13,671	14,155	14,270		
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
目 標	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000		
実 績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
資料館の入館者数に応じ、区民の墨田区の歴史、伝統文化に対する関心度を確認することができる。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	<p>区の郷土文化を区内外に広く知ってもらおう事業として、区が取り組む必要性は高い。特に、すみだならではのテーマを扱った魅力ある企画展、小学生児童への教育普及事業に力を入れ、引き続き実施していく必要がある。</p> <p>区の郷土文化上、真に必要な資料の収集・保存を的確に行い、その資料をもとに魅力ある展示・講演を企画し、PRを行い、より多くの人々にすみだの歴史や文化に対する理解を深めていただく。</p>

課題・問題点
<p>展示、講座・講演会等が内容のある実施になっているだけに、さらに多くの利用者を集めることが課題である。学校教育との関わりを堅持しながらも関係部署と連携して多くの来訪者のニーズに合わせた展示内容の工夫・充実を行う必要がある。</p>

# 令和元年度 事務事業評価シート

施 策	111	郷土の歴史・文化を継承し、発展させる	部内優先順位
事 業 名	立花大正民家園維持管理		5
目 的	墨田区立公園(立花大正民家園)内にある旧小山家住宅を、区の指定文化財として保存するとともに、建物内居室の有料貸出を行う。		主管課・係(担当)
			地域教育支援課すみだ郷土文化資料館 03-5619-7034
対 象 者			
根拠法令 関連計画	墨田区文化財保護条例、都市公園法、墨田区公園条例		
実施基準	区独自基準	実施方法	一部委託 人員体制・委託先 常勤0.3・非常勤0.5、委託先:シルバー人材センター
事業内容	墨田区立立花大正民家園の運営及び維持管理 立花大正民家園旧小山家住宅に係る使用の承認、取消し及び変更の承認並びに使用料の減額免除及び返還の承認並びに維持管理 立花大正民家園旧小山家住宅での展示事業の実施		
経 過	開始年度	平成11年度	終了予定
	平成10年度 建物の寄贈を受ける 平成11年度 開園(平成11年7月1日) 平成16年度 生涯学習課文化財担当より移管 平成22～23年度 東日本大震災の発生に伴い平成23年3月12日から12月31日まで休園		
議会質問 の 状 況			
そ の 他 特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等)		

予算・決算額推移(千円)		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
予算現額(事業費)		4,952	4,887	5,534	5,931	5,912	6,445
決算額(31年度は見込み)		4,275	4,767	5,066	4,950	4,879	6,445
財 源	国	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0
	その他	24	32	33	32	29	33
一般財源		4,251	4,735	5,033	4,918	4,850	6,412
執行率(%)		86.3%	97.5%	91.5%	83.5%	82.5%	100.0%

予算・決算の内訳(単位:千円)								
平成29年度(決算)			平成30年度(決算)			令和元年度(予算)		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
委託料	管理業務	2,846	委託料	管理業務	2,711	委託料	管理業務	3,335
役務費	樹木剪定	1,666	役務費	樹木剪定	1,909	役務費	樹木剪定	2,332
工事請負費	建物修繕	280	工事請負費	建物修繕	74	工事請負費	建物修繕	550
需用費	光熱水費	149	需用費	光熱水費	176	需用費	光熱水費	218
使用料及び賃借料	消火器借上	9	使用料及び賃借料	消火器借上	10	使用料及び賃借料	消火器借上	10

事業の 成 果	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	住宅内の特別展示回数				単位	回
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		2	令和7年度	目標	2	2	2	2
				実績	2	2	2	
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	2	2	2	2	2	
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	施設への関心を高め、入園者数を増加させるために有効な特別展示回数を指標とした。施設に負担をかけず文化財として保護していくために、実施回数は現状維持が適切である。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	入園者数				単位	人
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1	
2,000		令和7年度	目標	2,000	2,000	2,000	2,000	
			実績	2,088	1,911	1,822		
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
	目標	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
立花大正民家園の入館者数に応じ、区の指定文化財である旧小山家住宅に対する関心度を確認することができる。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	旧小山家住宅は、貸施設として用途が限定されていることから、利用件数においても年間20件程度で推移している。これを踏まえ、建物の安全性を確保した上で区の指定文化財としての活用を検討していく。

課題・問題点
<p>旧小山家住宅内を無料で一般公開をする一方、公開による見学者が支障をきたさない条件下で住宅内を有料貸出している。住宅見学者、住宅有料使用者とが共存した利用のあり方が課題である。</p> <p>旧小山家住宅は、築100年余りの建物であること、有料施設として貸出していることなどから、老朽化した箇所をしっかりと修繕することを優先したいと考えているが、区指定有形文化財であることなどから修繕に時間を要する。</p>